

介護 介護予防 **【概要一覧】**

第3条 の3	第3条 の3	高齢者虐待防止の 推進	障害福祉サービスにおける対応を踏まえ、介護サービス事業者を対象に、利用者の人権の擁護、虐待の防止等の観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための委員会の開催、指針の整備、研修を実施するとともに、これらの措置を適切に実施するための担当者を定めること等を義務付ける。
第3条 の4	第3条 の4	LIFE（CHASE・ VISIT）情報の収 集・活用とPDCAサ イクルの推進	全てのサービスについて、LIFE（CHASE・VISIT）を活用した計画の作成や事業所単位でのPDCAサイクルの推進、ケアの質の向上を推奨する。